## 別表(第5条関係)

区分	補助対象経費の内容
手数料等	ア ネット販売サイト登録料・利用料 イ キャッシュレス決済導入に係る機器等使用料
機器購入費	ア 新たな販売形態実施に向けた機器、備品 イ 移動販売・個別配達のための自動車等の改造費(本体購入は除く)
委託費	ア 自社ホームページの開設・改修に要する費用 イ 外国語に対応したネット通販サイト整備のための翻訳料 ウ パッケージ等のデザインの作成に要する費用 エ 商品開発及び商品ブランディングに要する費用 オ 商品・企業紹介等の画像及び動画作成に要する費用
広告宣伝費	ア 新聞・雑誌等の広告媒体を活用した宣伝経費 イ ネット通販サイト等への商品情報掲載、展示会への出展 ウ ノベルティ・サンプル品・チラシ等の印刷物の作成

## 備考

- 1 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- 2 汎用性があり目的外使用になり得るものは除く。